

淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応（案）

1. 定足数割れをした場合の会議の名称について

- ・ 委員会開催において定足数を割った場合に開催する会議は、「委員会検討会」とする。

2. 委員会検討会とする時期について

- ・ 広報した各方面への会議延期の再広報をすることが不可能な日数を逆算すると図 1 に示すように 4 日前を切ると郵送で知らせないとならない傍聴者に対して中止連絡ができなくなる恐れがあるため、委員会検討会とするか否かを決定するタイムリミットは開催日当日の 4 日前までと考えられる。

図 1 中止広報を行うタイムリミット

			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 中 止 日 決 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 開 催 日 </div>
日数	6日	5日	4日	3日	2日	前日	0日
傍聴者				者 郵 送 送 へ の 対 発 応	者 郵 確 送 認 対 応		
プレス				ブ 記 込 者 み へ 投 ク げ ラ			

※参考：1 週間を切った場合の会場予約のキャンセル料は会場費の 100%

3. 委員会延期決定の流れ

- ・ 庶務より委員長、副委員長、河川管理者へ定足数割れを 4 日前の朝通知。
- ・ 委員長より委員会検討会にしたい旨庶務へ 4 日前の昼過ぎまでに連絡。
- ・ 庶務から河川管理者に委員長決定事項を通知し了解後傍聴者、プレス、各方面に中止を連絡。
- ・ 3 日前以降に定足数に満たないことが判明した場合は委員会検討会として実施の旨、委員長、副委員長、河川管理者へ通知。